

社会福祉法人 大湊福祉会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備をおこなうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標：全職員の時間外労働時間を月平均 2 時間未満とする。

<対策>

- 令和4年 2月～ 勤怠管理の厳格化に関する検討会の実施
- 令和4年 3月～ 出勤退勤のタイミング、その他休憩時間の確実な確保等を含めた勤怠管理の統一化に関する周知、呼びかけ、試行。
- 令和4年 4月～ 勤怠管理ルールの正式適用、運用開始。
- 令和4年10月 勤怠管理状況の確認・見直し（以降半年毎に実施）